令和3年度　石川県会計年度任用職員の募集案内

石川県文化振興課

　会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2によって定められる一般職の地方公務員で、非常勤の職員です。

１　募集区分、勤務場所、主な職務内容及び採用予定数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 勤務場所 | 主な職務内容 | 採用予定数 |
| 短時間非常勤職員 | 石川県立図書館(金沢市本多町3-2-15) | 図書の整理やデータ入力など、事務補助の業務 | ６名 |

　　※上記以外の県の会計年度任用職員の募集については、県のホームページ又はハローワーク等でご確認ください。

２　勤務条件等

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　　容 |
| 任用期間 | 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで |
| 勤務時間 | 週の勤務日数が4日で、1日の勤務時間が7時間15分（9時から17時15分まで（休憩時間は12時から13時まで）） |
| 休日等 | 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで） |
| 報酬等 | 報酬日額　6,530円※報酬日額は、学歴・職務経験等を考慮して決定します。※その他、期末手当（R3年度6月期：0.3825月、R3年度12月期：1.275月）、地域手当3%相当額、通勤手当相当額が支給されます。（条例改正等により変更される場合あり） |
| 休　暇 | 年次有給休暇、夏期休暇、忌引休暇　等 |
| 社会保険等 | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。公務上又は通勤による災害についての補償制度があります。 |
| 服　務 | 地方公務員法上の各規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。（例）法律及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務　等採用後1か月間は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式に短時間非常勤職員として採用されます。 |

３　応募資格

次のいずれにも該当しないこと（地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと）

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 石川県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

４　応募方法

　　　指定の応募用紙に必要事項を記入し、次の宛先に持参又は郵送してください。

　　　　（宛先）

　　　　　　〒920-8580

　　　　　　石川県金沢市鞍月1丁目1番地

　　　　　　石川県庁県民文化スポーツ部文化振興課　会計年度任用職員募集担当

　　　　　　※封筒の表に「石川県会計年度任用職員（短時間非常勤）希望」と朱書きしてください。

５　応募期間

　　　令和3年2月15日（月）から令和3年3月1日（月）まで（郵送の場合、消印有効）

　　　※窓口での受付時間は、9時から17時45分までとなります。

　　　※土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日は受付を行いません。

６　選考試験

　(1) 選考方法

　　　　応募用紙をもとに、面接試験を行います。

　(2) 面接日

　　　　面接日時及び会場は令和3年3月3日（水）までに応募者にご連絡します。

　(3) 内定

　　　　選考試験の結果については、面接後約2週間以内にご連絡をします。

７　その他

　　・提出された書類は一切返却しません。

・提出書類及び選考試験時に取得した個人情報は、採用事務以外の目的には一切使用しません。

＜問い合わせ先・応募先＞

〒920-8580

　　石川県金沢市鞍月1丁目1番地

　　石川県県民文化スポーツ部

　　文化振興課

　　　TEL　076-225-1372

　　　FAX　076-225-1496